

過誤納金の還付請求権譲渡通知書

年 月 日

岐阜県自動車税事務所長 様

【譲渡人（納税義務者）】

住所（所在地）〒

氏名（名 称）

（実印）

代表者（法人の場合）

電話番号（連絡先）

※平日の日中にご連絡のとれる電話番号をご記入ください。

私（納税義務者）は、下記に係る過誤納金の還付請求権を 年 月 日に次の譲受人に譲渡しましたので、通知します。

【譲受人】

住所（所在地）〒

氏名（名 称）

代表者（法人の場合）

電話番号（連絡先）

税 目	自動車税種別割 ・ 自動車税 自動車税環境性能割 ・ 自動車取得税 （いずれかを○で囲んでください。） 軽自動車税環境性能割		
課税年度	年度	登録番号	岐・岐阜・飛騨・松本
過誤納金の 発生理由 及び 発生年月日	<input type="checkbox"/> 抹 消 （抹消登録日： 年 月 日） ※抹消日が確認できる書類（登録識別情報等通知書、輸出抹消仮登録証明書等のコピー）を必ず添付してください。 <input type="checkbox"/> 二重納付 （納付年月日： 年 月 日） ※領収証書の原本を添付してください。 <input type="checkbox"/> そ の 他 （ ）		

<振込先口座>（過誤納金の口座振替による受領を希望される場合に記入。譲受人名義の口座に限ります。）

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協		支店・支所・ 出張所					
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号						
口座名義人（カタカナ）								

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の「店名・店番・預金種目・口座番号」を記入してください。

【注意事項】

- ご提出いただく際は、譲渡人の印鑑証明書（発行日から1年以内。コピー可）を添付の上、印鑑証明書の印影と同じ印を押印してください。これによれない場合は、領収証書の原本を添付してください。
- 抹消登録の場合は、抹消登録をした月の翌月10日（10日が閉庁日の場合はその前開庁日）までに、二重納付の場合は直ちに、それぞれ提出してください。
- 譲渡人又は譲受人に未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により、未納の徴収金に充当されるため、譲受人に還付金の全部又は一部が還付されない場合があります。